

○関西学院キャンパス・ハラスメント等防止規程

2021年3月12日

理事会承認

第1章 キャンパス・ハラスメント等防止の基本方針等

(基本方針)

第1条 関西学院（以下、「学院」という。）は、キリスト教主義に基づく垣根なき学びと研究の共同体として、学生等、教職員その他の学院に集うすべての者のために、キャンパス・ハラスメントその他の人権侵害のない教育・就労環境の形成をめざすものである。

(目的)

第2条 この規程は、前条の基本方針の下に、学生等と教職員が個人として尊重され、人権を侵害されることなく就学、教育、研究及び就労ができるように、学院におけるキャンパス・ハラスメント等の防止・解決のための措置等について定めることを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において扱うキャンパス・ハラスメント等とは、学院構成員のセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントその他の差別的な言動等の人権侵害で、それぞれ以下の言動をいう。

- 1 セクシュアル・ハラスメントとは、学院構成員に対し、その意に反する性的な言動によって、その就学、教育・研究及び就労において不利益を与え、その環境に悪影響が生じることをいう。
- 2 アカデミック・ハラスメントとは、教育・研究上の指導における優位性を背景に適正な範囲を超えて、学院構成員に対してその就学、教育、研究及び就労において不利益を与え、その環境に悪影響が生じることをいう。
- 3 パワー・ハラスメントとは、職務上の地位や人間関係における優位性を背景に職務等の適正な範囲を超えて、学院構成員に対してその就学、教育、研究及び就労において精神的・身体的苦痛を与え、その環境に悪影響が生じることをいう。
- 4 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントとは、職務上の地位その他を背景に妊娠・出産・育児休業等に関する制度等の利用その他、就学、教育、研究及び就労において不利益を与え、その環境に悪影響が生じることをいう。
- 5 その他の差別的な言動等とは、職務上の地位や人間関係における優位性を背景に、社会的出自・ジェンダー・性・性的指向や性自認・障がいの有無・国籍・人種・民族・宗

教・年齢・外見その他に関し適正な範囲を超えて、学院構成員に対してその就学、教育、研究及び就労において不利益を与え、その環境に悪影響が生じることをいう。

(適用範囲)

第4条 この規程は、キャンパス・ハラスメント等の一方の当事者が各号に定める学生・生徒・児童・園児及び教職員である場合に適用される。

- 1 この規程にいう学生とは、学院が設置する大学、短期大学に在籍する正規学生の他、科目等履修生、聴講生、大学院研究員、研究科研究員、交換留学生等をいう。
 - 2 この規程にいう生徒とは、学院が設置する中学校、高等学校、大阪インターナショナルスクール中等部・高等部に在籍する生徒等をいう。
 - 3 この規程にいう児童とは、学院が設置する初等部、大阪インターナショナルスクール小学部に在籍する児童をいう。
 - 4 この規程にいう園児とは、学院が設置する幼稚園及び学院内保育所、大阪インターナショナルスクール幼児部に在籍する園児をいう。
 - 5 この規程にいう教職員とは、専任教員、非常勤教員、客員教員その他の教員、及び専任職員、嘱託職員、パートナー職員、契約職員、アソシエイト職員その他の職員で、学院に勤務するすべての者をいう。
- 2 前項に規定する学生等及び教職員は、各学校等にすでに在籍・在職していない場合でも、在籍・在職時にキャンパス・ハラスメント等の発生に関わりがあった場合には、この規程の適用を受ける。
- 3 第1項第5号に定める教職員のうち、学院外の組織と雇用契約関係にある者が関わり発生したキャンパス・ハラスメント等については、学院は、必要に応じて雇用契約関係にある組織と協力して解決に努めるものとする。

(学院構成員の責務)

第5条 すべての学院構成員は、キャンパス・ハラスメント等のない健全な就学、教育、研究及び就労の環境を形成し、これを維持するよう努めなければならない。

第2章 キャンパス・ハラスメント等の防止・解決のための体制整備

(キャンパス・ハラスメント等防止・解決のための体制)

第6条 学院は、第2条の目的を達成するために、次の3つの常設機関を設ける。

- 1 学院におけるキャンパス・ハラスメント等の防止・解決のために、理事長の下に「キャンパス・ハラスメント等防止委員会」（以下、「防止委員会」という。）を置く。
- 2 学院におけるキャンパス・ハラスメント等の相談業務等の実務を担うために、防止委

員会の下に「キャンパス・ハラスメント等相談センター」（以下、「相談センター」という。）を置く。

- 3 相談センターの円滑な運営を目的として、相談センターに「キャンパス・ハラスメント等相談センター運営委員会」（以下、「運営委員会」という。）を置く。
- 2 相談センター及び運営委員会についての詳細は、「関西学院キャンパス・ハラスメント等相談センター規程」に定める。
- 3 理事長は、必要に応じて防止委員会の下に調査委員会を設けることができる。
- 4 調査委員会についての詳細は、「関西学院キャンパス・ハラスメント等調査委員会規程」に定める。
- 5 すべての学院構成員は、調査委員会による調査に誠実に協力しなければならない。

（防止委員会の構成）

第7条 前条第1項第1号に定める防止委員会の構成は次のとおりとする。ただし、キャンパス・ハラスメント等についての申立てにかかる申立人又は被申立人となった場合は、当該案件を取り扱う防止委員会の構成員となることはできない。

- 1 理事長
- 2 院長
- 3 学長
- 4 副学長
- 5 短期大学学長
- 6 高中部長
- 7 千里国際キャンパス統轄
- 8 初等部長
- 9 幼稚園園長
- 10 宗教総主事
- 11 常務理事
- 12 常任理事
- 13 事務局長
- 14 人事統括部長
- 15 コンプライアンス推進部長
- 16 相談センター長
- 17 その他、防止委員会が必要と認めた者

- 2 防止委員会は理事長が招集し議長となる。ただし、議長が前項に規定する申立人又は被申立人となった場合は、当該案件を取り扱う防止委員会において構成員となる者の中から議長を選出する。

(防止委員会の業務)

第8条 防止委員会は、次の業務を担う。

- 1 学院におけるキャンパス・ハラスメント等の防止・解決に関する事項
- 2 相談センター、調停委員、調査委員会に関する事項
- 2 理事長は、必要に応じて防止委員会を開催し、キャンパス・ハラスメント等の防止・解決に必要な措置を取るものとする。

第3章 キャンパス・ハラスメント等への対応

(相談受付窓口)

第9条 キャンパス・ハラスメント等の相談は、相談センターの専門相談員が直接受け付ける。

(相談受付手続き)

第10条 キャンパス・ハラスメント等の相談を希望する者は、学院を構成する学校及び部局の事務室に申し出るか、又は直接相談センターに申し出ることにより、専門相談員に相談することができる。

- 2 学院を構成する学校及び部局の事務室は、キャンパス・ハラスメント等に関わる相談の申し出を受けた場合、専門相談員に引き継ぐ。

(被害申立てと調整)

第11条 専門相談員に相談を行った者（以下、「相談者」という。）は、キャンパス・ハラスメント等につき、相談センター長に自身が被った被害への迅速で適切な対応を求める申立て（以下、「被害申立て」という。）をすることができる。

- 2 相談者が、キャンパス・ハラスメント等の被害を各学校等に在籍中ないし在職中に被った場合には、各学校等に在籍又は在職しなくなって原則として1年以内であれば、「被害申立て」をすることができる。
- 3 相談センター長は、「被害申立て」について、キャンパス・ハラスメント等に該当する疑いがあると判断される場合には、必要に応じて運営委員会を開催し、関係部局との調整等、必要な措置を講ずることができる。
- 4 相談センター長は、運営委員会が「被害申立て」についての調査が必要と判断した場合は、理事長へ調査実施を要請する。

5 理事長は、相談センター長より調査実施の要請を受けた場合には、防止委員会を開催し、調査実施の是非を決定する。

6 理事長は、調査実施が決定した場合には、遅滞なく調査委員会を設置する。

(不利益取り扱いの禁止・二次被害への対応)

第12条 学院は、キャンパス・ハラスメント等に関する相談等を行った相談者に対し、そのこと故に不利益な取り扱いをしてはならない。

2 学院は、キャンパス・ハラスメント等の相談に関する調査への協力その他のキャンパス・ハラスメント等に関して正当な対応をした者に対しても、そのこと故に不利益な取り扱いをしてはならない。

3 相談者は、被害申立て、調査等の過程で不当な発言・対応を受けた場合についても、キャンパス・ハラスメント等として相談を行うことができる。

(プライバシーの保護)

第13条 防止委員会、調査委員会、運営委員会の構成員及び専門相談員その他キャンパス・ハラスメント等の相談等に関与した者は、相談者のプライバシー保護に努めるとともに、相談に関して知り得たいかなる情報も他に漏らし、私事に利用してはならない。

(付添人)

第14条 申立人ないし被申立人は、相談センターに、相談・被害申立て・調査において付添人の同席を求めることができる。

2 申立人ないし被申立人は、相談センターに、通訳による支援を要請することができる。

(キャンパス・ハラスメントの防止・解決に関する関係機関の責務)

第15条 キャンパス・ハラスメント等の防止・解決に際して、学院を構成する学校及び部局は、防止委員会、相談センター長、調査委員会及び専門相談員に協力しなくてはならない。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、防止委員会の議を経て常務委員会で決定する。

附 則

1 この規程は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。

2 この規程の制定により、「関西学院キャンパス・ハラスメント防止等に関する規程」及び「関西学院大学ハラスメント防止規程」は廃止する。

3 この規程は、2022年（令和4年）4月1日から改正施行する。

4 この規程は、2022年（令和4年）6月10日から改正施行する。

5 この規程は、2024年（令和6年）4月1日から改正施行する。

了解事項

相談センターに専任職員が配置されるまでの間、必要な事務はコンプライアンス推進部が行う。